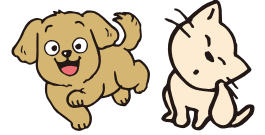


以下の場合、飼い主は県に届出等が必要です。

犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です（※91日齢未満の犬猫を除く。）



10頭以上になったときから30日以内に、飼い主の住所氏名、犬猫の頭数及び不妊去勢済みの頭数などを届け出なければなりません。

届け出ない場合、5万円以下の過料が科されることがあります。

特定動物(※)が逃げた時は保健所へ通報してください。
人に害を加えた時は、保健所への届出が必要です。



通報しない場合、30万円以下の罰金

届け出ない場合や立入検査を拒否した場合、20万円以下の罰金が科されることがあります。

※特定動物：ニホンザル、イヌワシ、ワニガメなど、政令で定める人等に危害を加える可能性がある動物のこと。

犬が人をかんだ場合、保健所への届出及び犬が狂犬病にかかっているかどうかについて獣医師の検診を受けさせることが必要です。



届け出ない場合や検診を受けさせない場合、20万円以下の罰金が科されることがあります。

問い合わせ先

- **最寄りの健康福祉センター（保健所）**
- **千葉県動物愛護センター**
〒286-0211 富里市御料709-1 電話.0476-93-5711
- **千葉県動物愛護センター東葛飾支所**
〒277-0941 柏市高柳1018-6 電話.04-7191-0050

編集・発行
千葉県健康福祉部衛生指導課
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-2642
FAX 043-227-2713

